

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画
策定業務プロポーザル実施要領

平成30年6月

宿毛市企画課

1. 目的

現在、わが国において環境・交通・健康増進等重要な課題があり、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、サイクルスポーツの振興等による健康長寿社会の実現や、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現など、さまざまな分野での自転車利用が注目されている。

本市においては同年7月に2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオランダのホストタウンとして登録され、昨年度は本市を中心としてオランダ自転車女子ナショナルチームのトレーニングキャンプも行われた。こうした背景を踏まえ、本市では今まで以上に市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、本市を訪れるサイクリストや一般の観光客、市民に対して、自転車を軸とした地域の魅力を高めることにより本市の活性化を図る施策を包括的に推進するため、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画」を策定する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：宿毛市自転車を活用したまちづくり計画策定業務
- (2) 業務内容：別添業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から平成31年3月25日まで
- (4) 委託予定額：3,000,000円（消費税を含む）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に、自転車に関する計画または、まちづくり計画(総合計画・地方創生総合戦略など)の委託業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 宿毛市暴力団排除条例(平成23年宿毛市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

4. 委託候補者の選定スケジュール

内 容	時 期
公募開始（実施要領等の公表、質問受付開始）	平成30年6月8日（金）
質問書・参加申込書の提出期限	平成30年6月15日（金）17:00まで
質問の回答集約分を電子メールで送付	平成30年6月19日（火）
企画提案書等の提出期限	平成30年6月22日（金）17:00まで
企画提案プレゼンテーション案内	平成30年6月28日（木）
企画提案プレゼンテーション実施	平成30年7月6日（金）
選考結果通知発送	平成30年7月10日（火）
契約締結及び業務推進に係る打合せ	平成30年7月上旬

5. 質問受付及び回答

本実施要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式第7号）を提出すること。

- （1）提出期限：平成30年6月15日（金）17:00まで
- （2）提出方法：質問書（様式第7号）を電子メールにより提出すること。
- （3）回答方法：提出された質問は個別に回答するとともに、参加事業者には平成30年6月19日（火）までに社名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送付する。
- （4）提出先：後記12を参照

6. 参加申込書の提出

- （1）提出期限：平成30年6月15日（金）17:00まで
- （2）提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- （3）提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- （4）提出先：後記12を参照

7. 企画提案書等の提出

- （1）提出期限：平成30年6月22日（金）17:00まで
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- （2）提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- （3）提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- （4）提出先：後記12を参照

8. 事業者の選定

- （1）プレゼンテーション
ア 実施日時・場所
平成30年7月6日（金）宿毛市役所3階 第三会議室

(※開始時刻は、企画提案プレゼンテーション案内送付時に通知します。)

イ 実施時間

1 事業者につき40分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする)

ウ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、自前で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

(2) 選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。但し、次の選定基準のいずれかにおいて、全ての審査委員が最低評価を付けた項目がある場合はこの限りではない。

(3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

番号	評価項目・評価ポイント	評価点
業務実施体制・業務遂行能力に対する評価		
1	業務を確実に実施できる体制が整っているか	10
2	業務遂行のために必要な知識を有し、業務内容に見合った受託実績があるか	10
3	業務配置者について、業務内容に見合った実務実績があるか	10
提案内容に対する評価		
4	業務の目的・条件・内容について理解しているか	10
5	効率的で無駄のない作業工程であるか	10
6	事業スキームが適切に整理されているか	10
7	業務遂行における着眼点、問題点、解決方法が確認でき、業務の重要度を考慮した手法がとられているか	15
8	分析力が優れ、実現可能な提案であるか	15
プレゼンテーションに対する評価		
9	提案内容・質疑応答が論理的で説得力があるか	10
業務費用の評価		
10	適正な金額であるか	10

(4) 結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

9. 契約の締結

前記8により委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記3の参加資格を満たさなくなった場合又は次項10に該当する事実が判明した場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

10. 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (6) 仕様書の記載内容については、業務を進めるうえで、軽微な変更を行う場合がある。
- (7) 参加申込者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (8) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

12. 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号
宿毛市役所企画課政策企画係 担当：豊田・鎌田
TEL：0880-63-1118 FAX：0880-63-0174
E-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp